

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

第 5 回 議会改革調査検討特別委員会

平成 30 年 6 月 1 日(金)

13 時 29 分～15 時 12 分

第 4 委 員 会 室

- 【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 田畑委員 澁谷委員
- 【議長団】 川神議長
- 【事務局】 小川局長 篠原書記 新開書記 鎌原書記

議 題

1 議会基本条例の見直しについて

資料 1

資料 2

- ・ 第 7 条（議会と市長等との関係）
反論権を加える。（反問権取扱い要領も改正する）
- ・ 第 11 条（自由討議による合意形成等）
6 月定例会で試行してみることとし、その後検討する
- ・ 第 17 条（議会事務局の体制整備）
他市を参考に見直す（正副委員長に一任）
- ・ 第 23 条（重要案件の意見交換会）次回検討
- ・ 障がい者への配慮や女性保護の観点も追加すべき

2 行政視察について

日程：平成 30 年 7 月 19 日～20 日

視察先：小松島市、三好市（通年会期制について）

三豊市、四国中央市等で議会改革の進んでいるところとする

3 その他

○次回開催 6 月 29 日(金) 13 時 00 分 第 4 委員会室

(開議 13 時 29 分)

【会議録】

西田委員長

ただいまから第 5 回目の議会改革調査検討特別委員会を始める。今日の議題は議会基本条例と行政視察について。議会基本条例の見直しについては前回そういう話になっており、今まで新たな議会で議会基本条例を再度情報を皆さんと拾って見直したい。気が付いた点は遠慮なく仰っていただきたい。

議題 1 議会基本条例の見直しについて

西田委員長

始めに次長から、これまでの流れを説明いただきたい。

篠原次長

(以下、資料 1 及び参考資料により説明)

西田委員長

2 つの資料を基に説明があった。改めて言うと、議会基本条例は北海道の栗山町議会が最初に作られて、当時浜田市議会も牛尾議長のもとで議会改革を積極的に推進していた。総務文教委員会で栗山町に視察へ行った。広い会議室に全国から何十か所も市議会団体が来て、広い会場でまとめて議会基本条例を説明されたのを思い出した。浜田市議会も議会基本条例策定委員会を作って、議会基本条例策定に向けてやっていこうと、何度も会議と勉強を積み重ねて、平成 23 年 9 月議会で制定した流れがある。完成当時の折と今現在の議会状況を合わせると、この議会基本条例のままで良いものもあるし、中には条文改正等諸々考えないといけないということで、今回このような流れになった。今は資料も参考にしながら、資料 2 に基づいて皆さん順番でなぞっていき、途中で気が付かれたらご意見を言っていたいただけたらと思う。そういう進め方でよろしいか。布施委員。

布施委員

資料 1 と 3 の追加提案、議会基本条例をなぞっていくと「ここを変えよう」となるが、追加する場合も意見を入れながらやるのか。

西田委員長

今現在あるものを改正という部分もあるし、新たに加えるものもあるし、これは必要ないというものもある。色々あると思う。どんなことでも気が付いたらご意見をお願いしたい。西川委員。

西川委員

元々国に雛形があったのではなく、一から作り上げてきた条例なのか。

西田委員長

栗山町議会が初めて議会基本条例を制定される時に関わった、色々な学識経験者、偉い人が一緒になって作られている。栗山町議会が作られた条文がベースで、それをもとに浜田市なりの条文をアレンジしたと私は認識している。

小川局長

元々議会活動というのは、自治法に簡単にいくつか書いてあるだけで、あとは全部、各議会が自主的に決めていって良いものなので、国から示されることはまずない。うちも栗山町議会の条例を参考に、うちも是非やるべきだと考えられて論議されて作られたものだと思っている。

牛尾副委員長

平成 18 年に総務委員会主催で栗山町へ行った。その頃議会改革のうねりがあって、栗山町の橋爪という人が脚光を浴びて。行くと議員が説明

	する。事務局ではなく。それを複数の議会が並んで聞く。そういううねりがあって、あとはやるかやらないかだろうと。浜田市議会もあちこち視察へ行ったり検討委員会を立ち上げて、揉んでは会派へ持ち帰って、最終的にあの年に作り上げた。2015 年と 2016 年の議会改革フォーラムの資料が出ているが、もっと前の段階では浜田市議会も「リスク管理」等の点で記載されていた。松下祐三という高名な人の分厚い本の中でも、浜田市議会の優れた部分について書いていただいた。
西田委員長 野藤委員	資料 2 を上から順番になぞっていく。何かご意見があれば。野藤委員。 括弧書きの中が要約してあるので、今言われた、色んな他の自治体の流れや新しいものを擦り合わせていって、ここをこう入れた方が良いのではないかという流れの方が良いのではないか。
西田委員長 野藤委員 西田委員長	枠の四角の中の囲いの中を重点的に見てもらって。 私はそう捉えたのだが。枠だけの方が早い。 それならもう一度最初から読もうか。
西田委員長	(「中身を確認しよう」という声あり) 第 2 条は条例の位置付け。第 2 章に移って議会の活動原則が第 3 条。3 ページ議会改革の推進、危機管理。ずっと下がっていくと会派について述べてある。もし気づかれたら言って欲しい。
小川局長	4 ページに移ると、議員と市長との関係、一問一答方式等のルールが挙げてある。次長の説明の中に「反問権」と併せて「反論権」というのがあった。私は反問権自体に反論権が含まれているのかと思っていた。 僕が次長の時に、反問権を使って欲しいというのがあったので、一度整理して、反問権と反論権があるが浜田市議会の基本条例に言う「反問権」については「反論権」を含む、という整理をして反問の取扱い要領を作っているので、うちは反問権に反論権を含んでるという整理を既に行っている。
牛尾副委員長	後発の市議会基本条例というのは後で作れば作るほど、優れた先例よりも変わった所を作らねばと努力を皆するから、反問も反論も一緒みたいなものだ。
笹田委員	より分かりやすくやるのであれば、浜田市議会の場合は反問権を反論権に含む、みたいなことを盛り込んだ方がいいのではないか。
西田委員長 笹田委員 柳楽委員	反論権を含めて付け足していく。 いや例えばだが、そういうのがあったら良いのでは。 そういう意味合いがあるのであれば、記載いただいた方がより分かりやすいかなと。
牛尾副委員長 小川局長	反問と反論は、具体的にはどう違うのかな、字の如しか。 あの時に整理したのは、反問というのは「今の質問はどういう質問だったか」と聞くのが反問で、向こうが質問されたことに対して「今の質問の根拠は何か」とか「ではそれについて議員は何かお考えがあるならご披露いただけないか」といったことを聞くのが反論権、という整理を

布施委員
澁谷委員
笹田委員
澁谷委員
西田委員長
澁谷委員
小川局長
西田委員長

していると思う。

もう実際やっている。

でも執行部が使わないから、ほとんど意味はない。

何回かあった。

反論になると反問にならないか。

挙手して発言を。

書いてもやったことがないだろう。

本会議で今まで聞いたのは2回。

2回くらいだな。他所の議会は、質問意図を確認するようなことで使われることが多かった。浜田市の場合は反論も含めて使ってくれとは言っている。布施委員。

布施委員

議員の中では反問権は分かるが、市民は反論していると受け取る。反問権で分かる場合と、反論権含めている場合があると思うので、より分かりやすくするのであれば「それも含む」という言葉を入れても良いのではと思う。

西田委員長
小川局長
牛尾副委員長
西田委員長

まあそれは、入れても。

ここに「反問・反論することが出来る」と付けてしまえば良い。

「執行部は反問および反論することができる」とすれば良い。

ではそのように付けたそうか。

(「その方が分かりやすい」という声あり)

牛尾副委員長
西田委員長
澁谷委員

執行部が徹底しなければいけない。

そうだ。

それで侃々諤々の議論になるように。執行部も反問しない。倍になって返されると思って。

西田委員長
牛尾副委員長
笹田委員
牛尾副委員長

それはまあ。

反問権は何条だったか。

7条。

これに「反問および反論することが出来る」とするんだな。及び、と、若しくは、どちらが良いか。

小川局長

読点で区切った方が良いかもしれない。「反問、反論することができる」の方が。これは今日、法令に確認してみる。

西田委員長
牛尾副委員長

その点をお願いします。

そうすると、この四角の中の「再確認するなど反問する権利を認め」の部分に追記が必要なのでは。

笹田委員
小川局長
篠原次長

いや、ここは条例に載ってない。

元々最初に作った時の解説の意味で載せているので。

でもこれでホームページに載せているので、もし入れるなら、この解説も変えないといけない。

小川局長
澁谷委員

ついでにこの、反問権の取扱い要領も変える。

議長が捌いて、反問はありませんかと執行部へ繰り返したら良い。議

牛尾副委員長
澁谷委員

長が促す。

執行部に「反論しなさい」と。

この問題は議論すべきだと思った時に。1 人実例が出てくると活発になるかもしれない。

川神議長
西田委員長
笹田委員

指名すれば良いんだな。反論したそうだけど、良いぞと。

良い議論が交わされるように。笹田委員。

そうするなら、再度執行部にちゃんと伝えて、1 回は反問権使わせてくれと言って時間が止まった。2 回目は、反問権だったのだがそのまま喋ってしまったので、反問権としては扱われなかった。だから、もし反問権を行使する時は、きちんと反問権だと伝えてから言うようにしないと。

小川局長

反問する時はきちんと挙手して「反問します」と言ってからしてくれ、となっているのだが。

笹田委員
澁谷委員
笹田委員

澁谷さんの時だったと思う。

そう言われればそんな気がする。焦ってから時間がない時間がないと。

そう、あれは完全に反問権だった。「澁谷さんどう思うのか」と副市長はおっしゃったから。

布施委員
笹田委員
澁谷委員
西田委員長

時計は進んでいた。

進んでいた。それで、時間がないから今答えないとおっしゃった。

よく覚えているな。今思い出した。

あの時は議長が確認して、時間を止めないといけない。あれは最初から市長が、今日は反問させてもらうと言っておられた。

では反問権は「反問、反論することが出来る」のようにさせていただいてよろしいか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

ではその下、議会審査における論点整理。これはこれで良い。それから予算および決算における説明。

小川局長

これを作ったからこそ、これがあるからこそ執行部があれだけの具体的な事業説明資料を作るようになって、段々良くなってきているので、これは大事なことだ。

牛尾副委員長
澁谷委員
牛尾副委員長
澁谷委員
西田委員長
笹田委員
牛尾副委員長
西田委員長
笹田委員
澁谷委員

執行部が自慢されるから。

あのくらいの資料は県下でもそんなに無い。

優れている。

県下でも、これをくれと言われる。

その下の、自由討議による合意形成等。笹田委員。

ここまでされたことない。

議員間討議。

ここがもう少し機能するような。

やり方だとか。

やり方が分かってないのだ。そうやってやれば良いか。

笹田委員	やり方を言われたのか、要領か。まだか。
篠原次長	今は議運に投げている。
牛尾副委員長	ここを江津がやっている。
笹田委員	休憩取って、という形で。
西田委員長	澁谷委員。
澁谷委員	これまでも自由討議出来る案件は一杯あったと思う。パークゴルフにしても自治区の問題にしても。でもそれをせずに何となく来ている。
西田委員長	笹田委員。
笹田委員	請願等であったと思うが、1 回、休憩にして請願についてどうするかという話し合いをしたこともある。それが多分自由討議の形だと思うので、正式なことではないので、あれが自由討議なのだろうなという感覚がある。
西田委員長	正式ではないが、隠れ自由討議をしている。
笹田委員	手を挙げて指名して発言するのではなく、自由に話が出来たというのがあった。
西田委員長	牛尾副委員長。
牛尾副委員長	だから作るとすれば、本会議における自由討議と、委員会における自由討議、全協における自由討議というように、分けてやらないといけないのではなかろうか。そういうものを作るとすれば。
笹田委員	想像が出来ない。
西田委員長	野藤委員。
野藤委員	執行部抜きでということか。
	(「議員間討議だから」という声あり)
	議員間討議というのはそういう形か。どういう形にするのか。
牛尾副委員長	だからそれをどうするかという話。
野藤委員	笹田委員が言われた、今まであったというのは委員会の中で、例えば 30 分早く出てきてこの案件について意思疎通を図ったというのが多分それだと思うが。
	(「いや委員会の前にやるのは違う」という声あり)
澁谷委員	ガンガン言葉が飛び交うのが討議だ。
西田委員長	委員会の中で採決する前にちょっと集まって打合せを、みたいな。
澁谷委員	それをディベートみたいな形で、片方の考え方の人に意見を聞いて、こちらも言ってもらって、参考にしながら決めていく。
西田委員長	手を挙げて発言して。笹田委員。
笹田委員	その時は執行部はおられなかった。牛尾さんが言われたように、本会議で自由討議をするのが想像できない。
西田委員長	例えば委員会に付託された案件が出てきて、それが本会議で最終的に採決するまでの間に、何らかがあつてこれは混乱しそう……例えば委員会では反対したが本会議では賛成しそうな委員が出たり、何か複雑になった時には全体的に議員間討議をやった方が良いのかなと。笹田委員。

笹田委員	江津市も書いてあるのが「委員会において」とある。委員会のみ。だから委員会が一応望ましいのかなと思うのと、もう一步先へ進むなら、今回みたいな全協で執行部が帰った後、例えば弥栄のことで皆で自由討議するだとか、そういうことはあり得るのかなと。24人で。そういうことは自由討議として出来るのかなと。実現可能かなと。やるとしたらこの2つくらいしか想像が出来ない。
野藤委員	江津市議会と言われたが、やはり事例がいくらかあると思う。議員間討議のどんな具体例があるか調べておいて、視察がどうこうというわけではないが、資料としてあればと思うのだが。
西田委員長	澁谷委員。
澁谷委員	よく請願の時に、各議員が自分の意見を言うだろう。でもそれは意見の言っぱなしだ。そこで意見を言って、「でもあんたの考えこうこうだろう」と言って、そこで討議になってくるという形で充分だろう。だって今は意見の発表で終わっているわけだから。
牛尾副委員長	今日の全協の形で言うと、お魚センターの問題を執行部に対して例えば澁谷委員が言う、川上委員が言う、俺が言う、それは執行部が返して言っぱなしではない。それを、執行部をはずして「本当はどうなの」ということを議員間であれば、それが議員間討議なので、勝ち負けや引き分けが出るかも分からないけど、そんなに難しいことではないと思う。
西田委員長	議長。
川神議長	そういうイメージ、どこから始めるかということなので、今日も集約するとお魚センターとか、弥栄の問題、全ての問題が前につんのめって色んな意見を持って議論があるような問題に関しては、執行部が外れて、今日だったらその後、もしくは本当に大事な案件ならああいう恰好で議員を集めていただいて、テーマをきちんとやって色んな討議をするという。なので、今まで全教室を学校形式でやっていたが、去年から口の字にしたのは、お互い顔が見える中で議員間討議が出来るように、それを促すためにあの形にさせてもらったので、本来は全員協議だったり議員間討議だったりするわけなので、是非あの形を最大限活かして、顔の見える議論を進めていただきたいと思っている。そこの仕切り等は、その会議の中で、ではこれをこれに当てはめよう、だから執行部出てくれ、というので仕切りは良いと思う。柔軟にやっていけば良いと思う。
西田委員長	議長の言われるとおりの気がする。小川局長。
小川局長	先ほどから江津の基本条例が資料1の96ページに出ているが、江津基本条例を読むと、休憩を取って議員間討議をすることになっているので、会議録に載らない。本当言うと、自由討議は色んな意見が出たことを会議録にきちんと残すのが本当ではないかと思って。休憩中にやるのはどうなのかなというのが気になったのと、今、一調子に考えてもらって、議運に出しているのが本会議も全協も委員会も全部自由討議出来る形、この段階でやろうと思って一応全部はめ込んだものを議運の資料に1回

	出しているので、これも議運で一度揉んでもらって、自由討議するのはすごく良いことだと思うので、方向はその方向で。ただ、確かに本会議は一応委員会の報告があって、あとは討論があるのでなかなか自由討議は難しいかもしれない。その辺は議運で。本会議は無しにして、あと全協や委員会をやろうという話だったらそれでも良いので、それをしっかり話し合ってもらって、良い物にしていけば、やろうという方向での要領はもう提案しているので、そこでしっかり論議してもらえば良いのかなとは思っている。
西田委員長	この条例からすれば色んな委員会でも、どの場面においても、やろうと思えばそこで出来るということになっているので、条文はそのままにしながら、でも実際どこでやるか。それはその時の委員長や議長が仕切れば良いことになるのか。
牛尾副委員長	そういうルール作りをすればそうなる。どこを誰がやるか、委員会は委員長だろうし、全協は議長だろうし。
西田委員長 笹田委員	条文でどうしてもそういう解釈が出来る。笹田委員。 仕切ることになると、なかなか自由討議にしにくいと言えしにくい感じはする。先ほどの西田委員長のように、手を挙げて喋れと言え自由討議ではなくなると思ったりもする。キャッチボール出来る体制が自由討議ではないかと僕は思う。それを議事録に残そうと思うと相当難しい。
西田委員長	議員間討議の場合は執行部が居ない所でしなければならない。だから委員会や全協の場合は、執行部に席を外してくれと言うわけにもいかないので、正式に流れに入れ込まないといけない。
小川局長	あくまでも今出している案は、本会議および委員会における自由討議は「質疑後、討論前」。委員会なら全部終わって執行部にも帰ってもらって、採決する前に自由討議をして、という形。 本会議、全員協議会の自由討議も執行部機関が全部はけた後、質疑が終わってその後ということになっている。 一旦終わらせて、その後ということか。 はい。 委員や議員の発議で「この件に関しては、後で議員間討議をやろう」と。 発議で出来るような形。 発議の仕方も含めて、どこかで決めるしかない。 議長または議員、委員長または委員の発議で出来る。これは必要だという意見が出れば、出来るような形にしないといけないと思う。
笹田委員	自由討議をするのが目的なのか、議事録に残すのが目的なのか。もちろん残すのは大事なことだが、自由討議となると難しい気がするのだが。
澁谷委員	でも捌くものが居なければ、烏合の衆になるだろう。エキサイトすればするほど、捌く人が居ないと雑談になってしまう。

小川局長	やはり発言は議長、委員長が指名するのが良いかと。
牛尾副委員長	行司が要る。
西田委員長	出来るだけ色々な意見を前向きに戦わせてもらいながら、全体の意見の総意でだんだん良い方向へまとめていくことをしなければいけない。
牛尾副委員長	今は花火を打ち上げているだけだから。
西田委員長	好き勝手打ち上げるから。澁谷委員。
澁谷委員	地方議会は自由討議が結構役立つ感じになっているから、今こうなっていると思う。国会など党派が違えば全然相容れないから、自由討議にならない。根本的に考え方が違う場合が多いので。
西田委員長	小川局長。
小川局長	5 ページ第 11 条の表題を見て欲しいのだが、あくまでも目的は「自由討議による合意形成等」、皆の合意形成を進めるために議論を尽くそう、ということが目的なので、全会一致の合意形成にはならないかもしれないが、皆さんが理解を進めるために意見をぶつけ合うのが目的なので、討議をすることが目的ではない、会議録に残すのが目的でもないが、なるべく合意形成に努めるために意見を戦わせるのが目的。しかし結果としては事務局としてはきちんと会議録に残しておきたいので、その辺はご理解いただきたい。
西田委員長	笹田委員。
笹田委員	局長の話は第 2 項のことか。
小川局長	はい。
牛尾副委員長	試行してみるしかないのでは。
笹田委員	2 項は請願と陳情だから、それは合意形成と言えそう。例えば議案等になると、本会議で賛成か反対になるので、合意形成など出来ない。
澁谷委員	言い切るね。
牛尾副委員長	結果論として合意形成は出来ないかもしれないが、合意形成のための自由討議をする。結果としてならなければ仕方ない。
笹田委員	局長が言われたのは、ここの条文で謳っているのは、あくまでも請願と陳情についての内容なんだね。
小川局長	条文的には 2 項しか書いてないが、11 条全体が「自由討議による合意形成等」になっているので、合意形成で全会一致にはならないかもしれないが、それに向けての議論をしっかりと尽くしてくれ、というのが目的なのだろう。議論を尽くさずに結論を出すことは、あってはならないと。
澁谷委員	「議論を尽くす」、言葉としては綺麗だがな。そこまでやったことが今までないだろう。
笹田委員	途中に「市長に対する本会議等への出席要請を最小限に留め」とか、別に自由討議するのに要らない話だ。
小川局長	確かにそうかもしれない。
西田委員長	牛尾副委員長。
牛尾副委員長	笹田委員が言うように、やはり自由討議を当時していて、それを条文

	に纏めようということではなかった。基本条例をどう作るかという中で、1 つ 1 つ皆でテーブルの上に積み上げていったから、現実やってみて乖離がある。それを少しでも現実に近づけるように、手を入れるしかないのかなと。100 パーセントOKというのはなかなかならないので。だから議会基本条例はエンドレスで、4 年に 1 回見直しをしなければいけない。現実に即したようなやり方で。
西田委員長	色々言われるように、浜田市議会の中で委員会や本会議や諸々において、浜田には浜田の課題があって色んな議題があるので、それに対してもっと議員間で討議をする必要があるのではと思った時には、そういう発議をされてやって良いと思うし。条文もそれにふさわしいように多少アレンジするのは出来ると思う。
笹田委員	この条文、ふわっとしている。
西田委員長	一応ベースがある。堅苦しくならないよう、自分たちの議会でやりやすいようにすれば良い。
澁谷委員	国会では役に立たないから廃止になった、と書いてある。
野藤委員	本会議と書いてある自体が、使いにくいのではないか。本会議等とあって、しかも市長等の執行部は必要最小限の出席を要請するとあるので、これ具体的にイメージすると、やりにくいだろう。江津の資料によると委員会とあるが、具体的に委員会ならできるということで多分そういうことにしたのではないかと思う。具体的に本会議で請願の討議する、本会議場では……。
牛尾副委員長	「等」の中に色々入っている。
布施委員	請願・陳情は笹田委員が言ったように、採決前にやるよね。
西田委員長	一番上の会議が本会議なので。
野藤委員	それはそうだが。
澁谷委員	合意形成ということになれば、議案だろう。
西田委員長	柳楽委員。
柳楽委員	本会議や委員会が挙がっているので、会期中に行うというのが原則なのか。それとも休会中でも自由討議というのは。
西田委員長	それなりの解釈で、本会議の会議中の方がすんなりやりやすいとは思いますが、この議題について敢えて別の日時を設定して自由討議をやろうというのでも、ありだと思う。
西田委員長	小川局長。
小川局長	今出している自由討議要領の中には、調査会や全協でも出来る形にしてあるので、本会期中には限らない。調査会でも出来る。
笹田委員	やはり条例の中身を変えた方が良い。法令と今日出た意見をまとめて。いちいち議案や請願を……
西田委員長	牛尾副委員長。
牛尾副委員長	議会の憲法なので、実現可能というか、ある程度試行しながら固まった所で、条文については書き換えないと。頻繁に書き換えるようなこと

西田委員長
田畑委員

ではまずいと思う。例えば6月議会で試行してみるとか。実行していないのだから、どうなるか分からない。やってないのに空理空論を重ねても、もしかしたら無駄かもしれない。

田畑委員。

6月議会で請願・陳情がどの程度出るか分からないが、とりあえず請願・陳情に限って自由討議してみる。やってみて、どういう課題が出てくるかを見ないと、動き出してみないうちに議論しても仕方ない。とにかく6月議会でやってみると。

澁谷委員
西田委員長

各常任委員会で。

自由討議をやるに相応しい請願・陳情なら、前向きにやるような方向で。

澁谷委員
西田委員長
笹田委員
西田委員長

何本か選んでも良いし。

その辺はやる前提で。

やるチャンスがあればやれば良い。

条文に関してはもう少し先で、また検討しよう。

続いて6ページの政策討論会。

牛尾副委員長
澁谷委員
西田委員長

政策討論会と言えば、組織がある。

幹事会がある。それはメンバーも決まっている。

これはこれで良いか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

では委員会の活動。委員会視察での活動等。これも良いか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

では続いて調査会の活用。これも良いか。

(「はい」という声あり)

西田委員長

議会広報の充実。しているか、視察に行ってみよう。

(一同笑い)

西田委員長
澁谷委員
西田委員長
澁谷委員

議会図書室。

議会図書室、活用されてない。

活用されてないね。どこかの一般質問でも言われたが。

何か薄暗い部屋だった。花でも生けて居心地の良い空間ではない。荷物が置いてあって、整理してから座らないといけない。

西田委員長
小川局長

あそこが図書室という認識は、あまり議員さんには無い。

視察用の資料が置いてあったりするから。ただ、ほとんどの判例集は揃っているの、調べようと思えば出来る。過去の会議録も皆取っている。

西川委員

雑誌や専門誌を議会で取って、図書室で見られるようにするのは駄目か。

澁谷委員
西川委員
小川局長

局長の前の本棚に一杯置いてある。

それが。

あの棚に色々な雑誌等がある。僕が個人的に取っている雑誌も、読ん

西田委員長
野藤委員

だ物は全部見られるようにしてある。本は貸出可能なので是非見て。

図書室も活用して。議会事務局の体制整備。野藤委員。

資料 1 の 101 ページの左上に書いてあって、いいなと思ったのだが、議会側が優秀な人材を首長側にリクエストし云々と書いてある。この辺のことは非常に前々から各議員が言われているが、今の文言は 17 条はさらっと書いてあるのだが、どうなのか。

西田委員長
澁谷委員

澁谷委員。

今は特に顕著なのだが、市長部局が産業建設に人を充実させようとしているのはご存知だと思う。その分だけ、監査事務局や議会事務局に全部しわ寄せが来るようになっている。その辺は議長団が人数を増やしたり、良い人材を送ってくれと言わない限りは、執行部はどんどんそうなる。選挙管理委員会等もどんどん減らしてくる。減らせる所が無くなってくる。

西田委員長
野藤委員

野藤委員。

その辺のことを、どのような文言にすれば良いかは分からないが、必要ではないかと思う。文言があっさりしている。

西田委員長
牛尾副委員長

副委員長。

議会事務局の職員 1 名カットが何年か前にあった時、僕は抗議した。議会の仕事は増えているし、議会事務局を削ったら大変ではないかというので、嘱託職員 1 名配置となった。今のシステムは市長部局か人事がやって、本来は議会の人事権は議長にあるべきなのに、執行部が人選している。議長に打診があって、議長が判断をして、受けるか受けないか。多分そういう所で終わっている。10 年くらい前に、事務局長の打診を当時の市長がやる時に、3 回 NO と言った。議長職に頑張ってもらうか。ただ、条文にどうしても書き込みしたところで、人事は難しだろう。

澁谷委員

ただ、野藤さんが言うように、この文はあっさりし過ぎている感じはする。

野藤委員

ここに「首長が優秀な人材をリクエストし」と書いてあるので、それは愛知県碧南市、香川県高松市の条例に載っているのかなと思ったので。現状があっさりしているので、思った。

牛尾副委員長

付け加えれば良いのではないか。例えば「議長は事務局の人事については云々」のような文句を入れるとか。

西田委員長
澁谷委員
西田委員長
牛尾副委員長

議長側の意向を尊重しなければならない。

今は議長、結構わがままを言っているで尊重しているのかも。

牛尾副委員長。

「議会は」と謳っているから、その下に「市長部局は」と入れれば良い。最大限、人事については議長の意向を……。

小川局長

議会の基本条例に「市長部局は」から始まる言葉を入れるのはなかなか……。101 ページの板橋の云々と、議会事務局の体制整備が 1 項にあって、2 項でこういうふうに資するために区長に要請するものとする、

牛尾副委員長

澁谷委員

笹田委員

西田委員長

小川局長

澁谷委員

笹田委員

西田委員長

牛尾副委員長

西田委員長

布施委員

西田委員長

牛尾副委員長

西田委員長

牛尾副委員長

澁谷委員

西田委員長

澁谷委員

牛尾副委員長

布施委員

西田委員長

牛尾副委員長

小川局長

という言い方。ここまで細かく言わなくても簡単な文言があればということで。2項に入れるとすれば。

2項に入れば良い。皆思っているのだから。

財政に詳しい職員を連れてこいと言っても、嫌がるだろう。

2項の「区長」を「市長」に変えれば良いのでは。

板橋区のか。

この文言を入れると、来た職員はすごくプレッシャーだと思う。

議会事務局は浜田市役所の一番エースが来てくれれば良い。自覚をもって。

入れるとすれば、それが一番綺麗かなと思ったのだが。「優秀な人材を首長にリクエストし」が入ってない。

板橋区の2条の最後を、「区長」を「市長」にして、「市長に要請することができる」

条文については正副委員長に任せてもらって、今日の所はおいて欲しい。

(「はい」という声あり)

議員の活動原則。政務活動。議員研修。政治倫理。市民と議会との関係。

重要案件の意見交換会、これは。

これは1回やった。

子育て支援センターの。

言葉が硬すぎるのだろうか。

硬い。

もう少し……。この7、8年くらいで2件くらいしかないのでは。辞退があったりして。

重要案件はもっと一杯あった。

重要案件は一杯ある。やろうと思ったらもっと一杯出来るし。

ハードルを低くしないといけない。

訳の分からない団体から申し入れがあったら困るが。

休憩中には来られるが、いざ委員会が始まったらすごい硬い意見交換会になってしまう。

重要案件の意見交換会も、もっとやりやすい条文に変えたら良いという気持ちは分かる。これも変える余地があるということで、また考えるということで。皆さんからあれば、また次回に。

議会報告会。最近は年2回、井戸端会もやる等、色々しているが。副委員長。

今は井戸端会もやっているのだから、条文の書き換えをした方が良いのでは。議会報告会が進化しているわけだから、報告会ではなくオープンミーティングみたいな感じではないか。

この内容も見てみたのだが、今の議会報告会は、うちがやっているの

	とだいたい同じ方向に移ってきている。1 時間半なら 1 時間半全部が議会報告会なのではなく、30 分間報告、1 時間は意見交換。うちもやっている形だなど。条文では「議会報告会」となっているが、実際にやる時には「井戸端会議」といった名前を付けてやっているのです。それを、実施内容に合わせる形で「井戸端会」とやってしまうと、反対に分かりにくくならないかと。
澁谷委員	「井戸端会」は、浜田でやる場合に馴染みやすい言葉を使ったに過ぎない。
牛尾副委員長	議会報告と何とか、という形にするとか。
西田委員長	野藤委員。
野藤委員	これ合体させても良いのではと思ったりする。議会報告と意見交換会。先ほど 23 条の「重要案件の意見交換会」は「重要案件」を外すとやりやすいのかと思った。2 で一応内容は協議して、やるか・やらないかも協議する。重要案件と付いているとハードルが高いのかなと。
牛尾副委員長	元々、重要案件について市民の声を聞くべきだということで、重要案件の意見交換会というテーマを作っているから、そこを外すとまた趣旨が無くなる。
西田委員長	野藤委員。
野藤委員	受け手のフィルターかなと思った。善意に取ると、これを取った方がハードルは低くなるし、付けておかないと色々困る場合もあるのだろうと。議会報告会と一緒にするのであれば、文言を整理しても良いのではと思う。
西田委員長	重要案件の意見交換会は、市民の人が議会に来て一緒に意見交換する場合が今までの在り方で、場所はどこでも良い。笹田委員。
笹田委員	議会報告会が聴取会みたいになっている。言いたいことを言い気軽に来てもらえる感覚にしないと、意見交換会となると何か言わないといけないのかと思われる。意見交換よりも聞く方に重きを置いているので、副委員長が言われたように、良い文言があれば足して分かりやすく変える、という方法もあるのかなと思う。
牛尾副委員長	次回、良い名前が出せれば。
西田委員長	田畑委員。
田畑委員	重要案件の意見交換会は、以前は各常任委員会で重要案件を 2、3 件出してもらって、議会だよりで「意見交換会をしませんか、個人は不可、団体で何名以上」という形で載せて、実施したことがある。特に常任委員会においては、市民の皆さんの意見を聞く、意見を交換する案件も数多くあると思うので、基本条例からいくとそういった手法を取るべきではないかと思う。過去やってきているのだから。
牛尾副委員長	議会にとっての重要案件を各常任委員会に出してもらって、それに対しての意見交換会になっている。
小川局長	もう 1 回これ、出すべきか。火葬場整備計画についてが残っている。

笹田委員 小川局長	7つあった。 自治区制度、公共施設、教育問題、上下水道問題、火葬場整備、中山間地、商業港振興、この7つ。
田畑委員 小川局長	これが何年頃か。 この要綱を作った頃なので……。
田畑委員 小川局長	平成24年頃か。
牛尾副委員長 笹田委員	その頃かと。
小川局長 牛尾副委員長	この後まだやっていなかったか。
小川局長 西田委員長	規程は24年に作っている。
野藤委員	はい。
	25年改選の時に新たにテーマを作っていないか。
	やっていない。
	野藤委員。
	これは市民側から来ることを2の方は想定しているようだが、議会側が考える重要案件だから、市民の意見を聞くために例えばこちらから指名して会を設けた方が、開催しやすいのでは。議会報告会でやれると。
小川局長	重要案件の意見交換会そのものが、両方建てになっている。委員会がこの問題について意見交換したかったら出来るし、市民の方も意見が言いたかったらこれを使える。副議長が言ったのは、広報に載せて宣伝したことがある。
野藤委員	2の方がそれかなと思った。ただ、市民側はそうに思われている方が多いのではないか。分かりにくいというか。
西田委員長 小川局長	確かに少し整理しなければいけない気は、しないでもない。 年に1回くらいは、こういう制度もあって意見交換が出来ると、広報に載せて出しておかないと、本当はいけないのかもしれない。紙面の都合で載せきれないことはあるかもしれないが。
西田委員長	市民の中でも、前向きなことで必要な人というのは、ある程度限られている。
小川委員	7項目というのは、それに基づいてない案件が出る可能性はある。火葬場の話が今相応しいかどうかというのものもある。今日の全協の中であったような議題についても、重要と言えば重要だし、その問題についても意見交換会をした方が良いという気持ちもあるのだが。自治区制度もそうだし、お魚センター、ふるさと体験村、これらも重要と言えば重要。これは議会側からもそう思うし、市民の皆さんの利益に接する部分もあるのではないか。告知はしてあるけど、なかなか応募してくる団体が少ないというなら、もう少しハードルを下げて出来ないものかという感じがする。重要案件はこれ以外は駄目というのもどうなのかと感じた。
西田委員長 小川局長	需要案件は先ほどの7つ以外でも、やれば出来るのだろう。
西田委員長	議運で諮る。
	だからその都度、誰かが音頭を取らなければいけない。笹田委員。

笹田委員	あれを作った時に、なるべく全てのことを網羅するようなものをやろうということで7つ。何故作ったかという、市民がこれについてこの時期に興味を持っていたから。だから出しておけば話し易いだろうということで立てた経緯もある。だから火葬場のことはほぼ決まっているので、違うテーマに変えたりすることが必要かと思う。ただ、何もしない意見交換を呼び掛けても出しにくいと思うので、4年に1回見直すのであれば、その時にリアルタイムで話し易い所に変えて、議長が認めるものとかでカバーしておくのが、一番可能性はあるかと思うが。
小川委員	広報しやすい感じがする。その部分を何年に1回かは見直すべきだと感じる。最初に設定した7項目と今は少し違うので、そのために変えるのもどうかとも思いはするが。本当に重要な1項目があれば違うのかなと。
牛尾副委員長	今年の重要案件は、くらは議会側から発信しないといけないかもしれない。
笹田委員	ゴールがあるものもある。それは見直した方がいい。
小川局長	あくまでも案件7つを決めているのは、要領で決めている。規程等で決めてしまうと全部手続きを取らなければいけなくなるが、要領なら議会側が決めてすぐ直せるので。これは確か、作った時に「今はこの案件だけど、臨機応変に変えていかないといけない」といった議論もあったと思う。ただそれをずっと変えていないということがあるので、それは論議して変えていくのが良いかなと思う。
笹田委員	ただ前文、どこにも引っかかるようになっているだろう。
西田委員長	その都度、重要案件を皆さんで。議会側からも市民側からもあるので。
小川局長	重要案件の意見交換会は、この前何か話をしなかったか。
篠原次長	議運で諮らずに、という話はした。
田畑委員	意見交換会の相手側については、どうなっているか。
小川局長	それは生きている。あくまでも公共的団体や企業、任意団体等で実際に活動を行っている団体で……。
笹田委員	3人以上20人以内。
小川局長	出席者は3名以上、20人以内でやってくれと。
西田委員長	澁谷委員。
澁谷委員	先日、福祉環境で女性ネットワークの人らから要請されてやったけど、難しいなと思ったのが、意見を言ってもらえば良いけど、大学の先生の講義を読み上げられたりすると、意見交換にならないなという感じがあった。市民としてのご意見や考え方を言って欲しい。
西田委員長	それだけ団体の思いがあって、これをやらせてもらおうという思いがあるだろうから、色んな形で出てくると思う。
澁谷委員	大学の先生の意見はいいから、貴方の意見を聞かせてくれという感じ。
西田委員長	何度か回数を重ねていけば、段々と形が出来ていくのではないかな。議長。

川神議長	導入の時に相手方に、分かりやすく優しく、「こういう形でやる、意見は是非ともこの件について皆さん方が思っていることをお願いする」といったようなガイダンスを付けておいてあげれば良いのではと思う。変な方向に行かないように。
牛尾副委員長	広報委員会で漫画チックな絵を描いてもらって、整理してもらったらどうか。期待している。
西田委員長	それはそのように考えていただいて、また今度。
小川局長	それと、この重要案件の意見交換会がここに出てきたからだが、3 月議会の女性ネットワークとやる時に、たまたま議運があったからすぐ決めていったが、なかなか間であつたら難しいので、議長が決定した後で議運に報告するという形でやろうと先日決めたので、だいぶ楽には出来るようにしているので、10 人以上の団体から申し込みがあつたら、議長が受け付けた後各委員会に振れば、開くことが出来るので是非使って欲しい。議会側も各委員会でやりたいことがあれば、ここのテーマに関わらず行って全然構わないと思うので、是非積極的に活用して欲しい。
西田委員長	ということで、その件に関しては特に文言はおいておいて、もし何かあればまた考えておいて。
笹田委員	要領の火葬場を消したら良いのでは。あの時は火葬場が一番大事な案件だった。
西田委員長	では議会報告会も良いか。 (「はい」という声あり)
西田委員長	第 5 章の議員定数および議員報酬。別に良いか。 (「はい」という声あり)
西田委員長	第 6 章捕捉、見直し手続き。今やっているからこれも良いか。 (「はい」という声あり)
西田委員長 澁谷委員	だいたい今日の、資料 2 については以上だがよろしいか。澁谷委員。 今まではこうだが、これに不足のものがあると思う。時代の流れ的に。どういう項目を追加するかを、ノーマライゼーションや環境等、色んなことが出てくるところを、今後に。
西田委員長	最初に次長から説明があつたが、この資料 1 の最初の「障害を持つ傍聴者への配慮、障害を持つ議員についての配慮」、こういった物がこれから色々出てくると思うので、条例の中に文言として含めるかどうか、皆さん頭の中で検討しておいていただきたい。
小川局長	これについては議運の中で、何とかこういう項目があるのを探して載せれば良い、という意見が出て、皆さん総意だったので、これについてはどこかに載せる方向で。
西田委員長	文言さえあれば良い。
牛尾副委員長	産前産後を載せるのではないのか。
小川局長	産前産後はもう載せている。
篠原次長	育休は載せてないが。

牛尾副委員長 小川局長	基本条例の中に載せなくて良いのか。 あれは会議規則と委員会条例で大丈夫かと思う。どうせなら会議規則と委員会条例に載せたので、基本条例の中に女性保護のことや障害者のことは、載せても良いと思う。
笹田委員 小川局長 西田委員長	改正する時にかわせるものはかわして、分かりやすくした方が良い。 考えてみる。 今日の議題1については以上でよろしいか。 (「はい」という声あり)
西田委員長	もし何か条例等々で気づかれたことがあれば、また次に意見をいただきたい。

議題2 行政視察について

西田委員長 篠原次長	議題2について。 前回の時に、通年会期制の所、徳島県小松島、三好市に行こうではないかという話までは決定しているので、あとは日程や、両方2市とも通年会期制を見に行く必要があるのかということもあるし、折角四国に行くなら、どちらか1つを通年会期制にして、他の県で議会改革が進んでいる所を見に行くということもあろうかと思うので、その辺を今日決めていただければと思う。
澁谷委員	通年会期、似たような2ヶ所くらい見に行かないといけないだろう。1ヶ所で分かるのか。
笹田委員 澁谷委員 牛尾副委員長	同じやり方をしているとは……。 全く同じとは限らない。 小松島の議会改革度ランキングは、最初はすごく良い所で、特別委員会で1回行っている。とりあえずその小松島と三好で、とりあえず設定させてもらおう。よろしいか。 (「はい」という声あり)
牛尾副委員長 小川局長 西田委員長 小川局長	そんなに離れていないの。 2時間くらい。 三好市は池田高校の所か。 はい。小松島は徳島の下なので、1回徳島まで帰って高速に乗っていないといけない。1時間半はかかる。
牛尾副委員長 小川局長 笹田委員	でも1泊2日で充分行ける。 行ける。 四国中央市は近いのか。 (以下、場所について自由討議)
牛尾副委員長	日程的にバスで行くので、バスの都合がある。7月19、20日を抑えているのだが、12名いっちゃうので全員が揃うのは大変難しい。事前に19、20日はどうかとお願いしているので、行けそうな感じなのだが。いかがだろうか。

西田委員長
澁谷委員
西田委員長
川神議長

皆さんそれはよろしいか。7月19、20日。
梅雨明けさえしてくれれば良いのだが。23日までは水害が心配だ。
議長。

私は本当はついていきたいのだが、あの日は特三で枕崎に行っている
ので都合がつかない。

(「議長には来てもらわないといけない」という声あり)

牛尾副委員長
小川局長
川神議長
西田委員長
篠原次長

翌週の24、25も第二候補ではあるが。
議長は24、25も居ない。特三と全国議長会の理事会があるので。
むしろ最初の方が、1日くらいは四国に渡れる可能性はあるが。
では19、20に決めさせていただく。

通年会期制を視察に行くということで、執行部も関わるので、議会担
当の総務課から、都合がつけば一緒に行きたいという話があるのだが、
よろしいか。

(「はい」という声あり)

牛尾副委員長
西田委員長
小川局長

委員長から申し入れしてもらえば良い。ついてこいと。
はい。

通年会期制を見に行かせるなら、詳しい部分でいけば山根課長の方が
良いかもしれない。

牛尾副委員長
西田委員長

山根君が良いかもしれない。

では、行政視察については7月19、20日。三好と小松島ということで
決定する。

笹田委員

他に良い所があれば、もし可能なら後から出しても良いか。折角2泊
3日なら3ヶ所行けたら良い。

牛尾副委員長
西田委員長
牛尾副委員長
小川局長
笹田委員
澁谷委員

あの近くで議会改革ランキングが高いのは、三豊市というのがある。
香川県三豊市。
帰り道になる。

三豊は三好市から国道で1時間程度だそうだ。

中身だが。

幹事に任せたら良い。去年相手先に1時間近く遅れて、顰蹙を買った
ことがある。交通の都合で。そういうことが無いようにきちんとスケジ
ュール組んでもらって。

小川局長
笹田委員
西田委員長

四国中央市という手もあった。

議会改革が進んでいると聞いた。

では調べておいて。議題2はよろしいか。

(「はい」という声あり)

議題3 その他

西田委員長

委員から、その他あれば。

(「なし」という声あり)

西田委員長

事務局から何かあれば。

西田委員長	(「ありません」という声あり) では次回開催について。
西田委員長	《 以下、日程について協議 》 次回この委員会は、6 月 29 日(水)、予算決算終了後の一応 13 時という ことをお願いします。中身については、議会基本条例の続きということで。
西田委員長	(「はい」という声あり) では以上をもって第 5 回議会改革調査検討特別委員会を終了する。

(閉議 15 時 12 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条第 1 項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革調査検討特別委員会 委員長 西田 清久 ⑩